

企画競争実施の公示

令和6年11月25日

国土交通省北海道運輸局交通政策部長 妹尾 浩志

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 北海道運輸局管内の各自治体における交通サービス等実態調査等業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 履行期限 令和7年3月14日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、地方自治体を除く。）
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (7) 本業務の実施に当たり、当局との連絡調整・打合せ等に適切に対処できること。

3. 手続等

(1) 担当部署

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎7階
国土交通省北海道運輸局交通政策部交通企画課 担当：田中、久原
TEL：011-290-2721

(2) 説明書並びに仕様書の交付期間及び場所

令和6年11月25日から令和6年12月16日まで、(1)に同じ。
説明書及び仕様書の交付を希望する方は、(3)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年12月17日17時00分まで、(1)に同じ。
持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は下記Eメールアドレスへ送信すること。

E-mail：hkt-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp

※Eメールでの提出の場合は、20MB未満の容量。

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参又は郵送での応募の場合、企画提案書は6部提出すること。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集に当たっては、説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じ実施する場合がある。その場合、日時は提案者と調整の上決定し、場所は北海道運輸局で行う。

(6) 企画提案書の特定 令和6年12月下旬頃(予定)

4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には契約を解除することがある。
- (4) その他の詳細は説明書による。

北海道運輸局管内の各自治体における交通サービス等実態調査等業務仕様書

1 業務件名

北海道運輸局管内の各自治体における交通サービス等実態調査等業務

2 業務目的

コロナ禍において減少した移動需要はアフターコロナにおいても戻りきっておらず、さらに運転者不足による路線バスの減便やタクシー等稼働率の低下は運送事業者に大きな傷跡を残している。特に地方部における交通空白は深刻な状態となっており、また現在交通空白が発生していない地域においても、運転者の高齢化等により将来的な交通空白の発生を危惧する地域は少なくない。

交通空白を解消するためには、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車による運送サービスのみならず、地域に存在する自家用車の活用や、市町村単独での取組が難しい場合は自治体間で連携を図るなど、あらゆる手段を駆使して取り組む必要がある。

国においても、各自治体内で展開される移動支援を後押しするため、プッシュ型・オーダーメイド型の伴走支援が求められている。そのためには、各自治体において提供される数々の交通サービスを把握する必要があるが、現状、それらを網羅的に整理した資料はないことから、実態を把握するための調査を実施するとともに、情報を整理する。

3 業務内容

(1) 実態調査

道内 179 の自治体において提供される交通サービスを調査すること。

- ・「交通サービス」とは道路運送法の規定に基づく旅客運送事業のみならず、無償運行バスやスクールバス、福祉輸送等の当該自治体内で運行される全ての運送サービスのほか、タクシー助成等の当該自治体内で提供される全ての移動支援を含む。

- ・調査の範囲は少なくとも以下を含む。

- ① 交通サービスの分類（「自家用有償旅客運送」「無償運行」「スクールバス」など）
- ② 有償／無償の別
- ③ 運行区域
- ④ 利用者限定の場合はその範囲
- ⑤ 期間限定の場合はその期間

(2) ニーズ調査

(1) の調査にあわせ、各自治体に対し、以下の項目に着目したニーズ調査を実施すること。

- ①各地域内で提供されている交通サービスについて、安定的に継続していく上での課題はあるか。
- ②各地域内で、新たな交通サービスの導入または提供中の交通サービスの拡充を検討しているか。
- ③②に関連し、検討するにあたり、どのような支援（例、制度理解の促進、合意形成支援、規制見直し、資金手当て）があれば導入等可能性が高まるか。

(3) 情報整理（自治体交通シートの作成）

(1) で調査した情報を自治体毎に整理した「自治体交通シート」を作成する。

- ・本事業実施後に発注者が更新しやすいよう、Microsoft Office のソフトで作成すること。

- ・「自治体交通シート」を作成するにあたり、根拠としたデータ・資料を明らかにするとともに、ヒアリング等を根拠とした場合は対応者を明記したヒアリングメモ等を提出すること。

(3) 広域（複数市町村）に跨る自家用有償旅客運送の事例調査

道内外における自家用有償旅客運送（複数市町村に跨る広域運行）の事例を調査し、整理すること。

- ・経緯、課題、工夫事項など、検討から導入に至るまでの具体的な取組を調査すること。

(4) 各種補助メニューなどの支援策の整理

課題や取組に対応する補助メニューを整理し、フローチャート等わかりやすくまとめること。

4 履行期限

契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

5 業務の進め方

本調査を円滑かつ効率的に進めるために、監督職員と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。

なお、調査の内容について疑義が生じた時は、その都度監督職員と十分協議したうえ、その指示に従うとともに、監督職員は調査期間中、適宜、調査実施状況の報告を求めることができる。

6 成果品等

(1) 成果品

- ・報告書（A4版縦 カラー 1部 平綴じ等により製本されたもの）
- ・概要書（A4版縦 カラー 1部 平綴じ等により製本されたもの）
- ・調査結果の説明資料：調査結果について簡便に内容を理解するために、必要な部分データを抽出し、まとめた資料（A4版横 カラー 1部）
- ・データファイル（報告書の内容 CD等1枚 PDFファイル不可）
- ・データファイル（概要書の内容 CD等1枚 PDFファイル不可）
- ・データファイル（説明資料の内容 CD等1枚 PDFファイル不可）
- ・データファイル（報告書の元データとした調査結果の詳細なデータ CD等1枚 PDFファイル不可）

なお、報告書及び概要書に使用する用紙等はグリーン購入法に適合したものとする。

(2) 提出先

北海道運輸局交通政策部交通企画課

7 監督職員

北海道運輸局交通政策部 交通企画課 主査

8 特記事項

- (1) 本調査を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩しないこと。

(2) 本調査により作成された成果物等の著作権は国土交通省に帰属するものとする。

北海道運輸局管内の各自治体における交通サービス等実態調査等業務説明書

1 業務概要

- (1) 業務内容 別紙仕様書による
- (2) 履行期限 令和7年3月14日

2 企画提案書作成

- (1) 提出書面：日本産業規格A4縦版、横書き及び左綴じを基本とする。
- (2) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
- (3) 提出期限までに担当部署に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書は、具体的かつ簡素に示し、「5(1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 事業全体のスケジュール
 - ② 本事業の実施体制（人員・経験等）
 - ③ 概算見積内訳（各種経費のうち、国外において支出が発生する場合には当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること）
 - ③ 企業概要書（直近の事業報告書及び定款を添付。ただし、それぞれ1部で可です。）
 - ④ 令和7年3月31日まで有効の国土交通省資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - ⑤ その他参考資料

3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」もしくは別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）」を記載のうえ提出すること。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和6年12月17日 17時00分必着
- (2) 提出場所
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎7階
国土交通省北海道運輸局交通政策部交通企画課 担当:田中、久原
TEL：011-290-2721
E-mail：hkt-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp
- (3) 提出方法
(2)への持参、郵送（書留郵便に限る。）又は上記Eメールアドレスへの送信
Eメールの場合：国土交通省北海道運輸局へ1通（20MB未満の容量）
メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。
持参及び郵送の場合：国土交通省北海道運輸局へ6部

5 企画提案書の審査

(1) 審査項目と審査基準

- ① 業務内容の理解度：業務目的、業務内容について十分理解しているか。
提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅しているか。
- ② 提案内容の具体性：事業の構成が具体的なものとなっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。
- ③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案となっているか。
より一層の効果が期待できる提案となっているか。
- ④ 業務実施の確実性：業務を安定的に遂行するために適した業務体制（人員等）、
スケジュールとなっているか。

⑤ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人含む）であるか

i 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

ii 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定

iii 次世代育成支援対策推進法第13条の認定

iv 青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定

v 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業

（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

(2) 審査方法

- ① 北海道運輸局内に設置する企画競争委員会の審査委員が企画提案書ごとに5(1)①から④の各審査項目について1点から10点までの点数を記入することにより評価を行い、一審査員の合計点数は40点満点とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、別表「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する配点表」による加点を行う。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する配点表」による加点後の総合計点が最も高い企画提案書を提出した者を契約の相手方として最適な者と特定する。
- ④ 総合計点が最も高い企画提案書を提出した者が複数ある場合には、委員長の決するところによる。

6 企画提案書に係る質問

(1) 受付窓口

4(2)に同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和6年11月25日から令和6年12月16日（提出期限日の前開庁日）まで間の平日、9時00分から17時00分まで書面持参、上記メールアドレスへEメール（20MB以内容量）すること。

(3) 回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する。

(4) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書の提出状況に関すること。
- ② 費用積算に関すること。

7 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る

8 契約書の作成
要

9 支払条件及び概算予算額

(1) 支払条件

本業務完了後、北海道運輸局担当職員（検査職員）が業務完了検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

(2) 概算予算額

¥4000千円（消費税込み）

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約を承諾の上、提出すること。

(3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 企画提案書を提出した者のうち、企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。

(9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。

(10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」について、認定の取り消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。